

平成 27 年第 2 回定例会  
予算決算常任委員会  
環境生活農林水産分科会  
説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 98 号 平成 27 年度三重県一般会計補正予算（第 1 号）（環境生活部関係） . . . . . 1

◎ 所管事項説明

- 1 四日市朝鮮初中級学校の教育内容に関する取組について . . . . . 3  
2 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告（環境生活部関係） . . . . . 14

平成 27 年 6 月 23 日

環境生活部

(議案補充説明)

1 議案第 98 号 平成 27 年度三重県一般会計補正予算 (第 1 号)

(環境生活部関係)

【一般会計】

(単位：千円)

款	項	補正前の額	今回補正額	補正後の額
2 総務費	5 生活文化費	5,056,954	4,000	5,060,954
4 衛生費	6 環境保全費	7,301,865	20,619	7,322,484
10 教育費	8 私学振興費	5,207,543	1,894,475	7,102,018
合 計		17,566,362	1,919,094	19,485,456

## 別表

## 平成27年度三重県一般会計補正予算(第1号)主要項目

※補正予算総額

1,919,094千円

(単位:千円)

款 項 目	細事業名	補正前の額	今回補正額	補正後の額	説明(主要要因)
【歳出】					
2 総務費					
5 生活文化費					
(7) 消費生活事業費	消費者行政推進事業費	32,014	4,000	36,014	消費者行政活性化基金を活用した、市町補助事業の追加実施による増
4 衛生費					
6 環境保全費					
(1) 環境総務費	環境保全総務費	57,416	5,646	63,062	三重ごみ固形燃料発電所のRDF貯蔵槽爆発事故等に係る民事訴訟判決の確定に伴う弁護士報酬の計上等による増
(3) 環境指導費	伊勢湾行動計画推進事業費	578	14,973	15,551	国補助金を活用した、市町補助事業の追加実施による増
10 教育費					
8 私学振興費					
(1) 私学振興費	私立高等学校等振興補助金	2,857,453	1,839,426	4,696,879	年間所要額の計上による増
	私立特別支援学校振興補助金	98,879	32,138	131,017	年間所要額の計上による増
	私立専修学校振興補助金	27,749	18,121	45,870	年間所要額の計上による増
	私立外国人学校振興補助金	7,200	3,800	11,000	年間所要額の計上による増
	専門学校生への経済的支援実証研究事業費	0	990	990	国事業を活用した、専門学校生に対する経済的支援策の研究等の実施による増
【歳入】	(節区分)				
9 国庫支出金					
2 国庫補助金					
(3) 衛生費補助金	地域環境保全対策費補助金	0	14,973	14,973	伊勢湾行動計画推進事業費に充当
(9) 教育費補助金	私立高等学校等経常費助成費補助金	395,178	237,879	633,057	私立高等学校等振興補助金に充当
3 委託金					
(8) 教育費委託金	専門学校生への経済的支援の在り方に関する実証研究事業委託金	0	990	990	専門学校生への経済的支援実証研究事業費に充当
12 繰入金					
2 基金繰入金					
(1) 基金繰入金	財政調整基金繰入金	16,266	1,116,270	1,132,536	私立高等学校等振興補助金、私立特別支援学校振興補助金、私立専修学校振興補助金に充当
	消費者行政活性化基金繰入金	0	4,000	4,000	消費者行政推進事業費に充当
14 諸収入					
8 雑入					
(5) 弁償金	弁償金	0	7,052	7,052	三重ごみ固形燃料発電所のRDF貯蔵槽爆発事故等に係る民事訴訟判決の確定に伴う賠償金の受入れによる増

## 1 四日市朝鮮初中級学校の教育内容に関する取組について

### 1 これまでの経緯

平成25年3月26日の当初予算採決に伴う予算決算常任委員会委員長報告において、四日市朝鮮初中級学校の教育内容と教科書の確認を求められたことを受け、以下のとおり対応をいたしました。

(分科会での報告状況)

- 平成25年6月21日 全教科書の概要および目次（日本語訳）を報告
- 12月12日 現行の教育内容、その教育内容の改善に学校法人三重朝鮮学園が取り組む意向であることを報告
- 平成26年1月17日 平成26年度から四日市朝鮮初中級学校で「拉致問題」および「竹島問題」を教えること、学校法人三重朝鮮学園が歴史教科書の改善を教科書編纂委員会に働きかけていくことなど教育内容の改善に取り組んでいくこと（別紙1）を報告
- 10月3日 学校法人三重朝鮮学園が行った改善取組内容について県が確認を行ったことを報告

### 2 平成27年度取組内容の確認

#### (1) 教育内容

##### ① 拉致問題について

平成27年6月12日に中級部の全生徒（15名）を対象に実施された課外授業において、「日朝平壤（ピョンヤン）宣言（平成14年9月17日）」（別紙2・3）、「日朝政府間協議における合意文（平成26年5月29日）」（別紙4・5）を教材に、日朝関係について説明を行い、拉致問題は重大な人権侵害であるなどと説明したうえで、自分達の未来に関することなのでしっかり学んでいく必要があると説明しました。生徒からは、「拉致問題はニュースでしか知らなかったが、今日の説明を聞いて、詳しく知ることができた。」「日朝が仲良くできるようになればよい。」という感想がありました。

##### ② 竹島問題について

平成27年4月22日に中級部1年生（6名）を対象に実施された朝鮮地理の授業において、朝鮮の最東端が竹島（独島）であるという説明の際に、竹島（独島）については、外務省のホームページ掲載の「竹島の領有権に関する日本の一貫した立場」（別紙6）を教材に、日本が固有の領土であることを主張しているという説明がありました。生徒からは、質問等はありませんでした。

#### (2) 教科書

教科書編纂委員会への働きかけについては、平成26年8月4日付けで、三重朝鮮学園から教科書編纂委員会に対して、別紙7のとおり、教科書改訂の要請が行われましたので、今後は推移を注視することとしています。

四日市朝鮮初中級学校の教育内容に関する取り組みについて

三重朝鮮学園は、2013年11月26日付けで四日市朝鮮初中級学校の教育内容に関する取り組みを表明したところですが、来年度から下記のとおり取り組んでいきます。

記

1 拉致問題

現在、初・中級部の教科書には拉致を記述した箇所はありませんが、今後は、人権週間等の機会を活用して、拉致は絶対にあってはならない事であり決して許すことができない犯罪行為である事を教え、また、日本との友好的関係を望みその実現に尽力するよう教えていきます。

2 独島(竹島) 問題

現在、初・中級部の地理教科書には、領土の最東端であると記述され、日本の主張は記述されていません。今後は、授業の中で、朝鮮・韓国と日本がそれぞれ自国の領土であると主張していることについて教えていきます。

3 歴史教育

日本人と共に生きていくという観点から、未来志向の視点に立って、日本における共存、共栄、多文化共生を目指していくことを重視した教科書づくりが行なわれるよう教科書編纂委員会に働きかけていきます。

また、拉致問題等について、副読本的な補助教材を活用するなど、教育内容の改善に取り組んでいきます。

2014年1月7日

三重朝鮮学園

理事長 李相吉



## 日朝平壤宣言

平成 14 年 9 月 17 日

小泉純一郎日本国総理大臣と金正日朝鮮民主主義人民共和国国防委員長は、2002 年 9 月 17 日、平壤で出会い会談を行った。

両首脳は、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなるとの共通の認識を確認した。

1. 双方は、この宣言に示された精神及び基本原則に従い、国交正常化を早期に実現させるため、あらゆる努力を傾注することとし、そのために 2002 年 10 月中旬に日朝国交正常化交渉を再開することとした。

双方は、相互の信頼関係に基づき、国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在する諸問題に誠意をもって取り組む強い決意を表明した。

2. 日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。

双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借付供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。

双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945 年 8 月 15 日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。

双方は、在日朝鮮人の地位に関する問題及び文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議することとした。

3. 双方は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認した。また、日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和

国側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないように適切な措置をとることを確認した。

4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。

双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備していくことが重要であるとの認識を一にした。

双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。

朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを 2003 年以降も更に延長していく意向を表明した。

双方は、安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。

日本国  
総理大臣  
小泉 純一郎

朝鮮民主主義人民共和国  
国防委員会 委員長  
金 正日

2002 年 9 月 17 日  
平壤

\* 外務省ホームページより引用

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s\\_koi/n\\_korea\\_02/sengen.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/n_korea_02/sengen.html)

2015 年 6 月 12 日 (金)  
四日市朝鮮初中級学校

## 조일평양선언

조선민주주의인민공화국 김정일국방위원장과 일본국 고이즈미 준이치로총리대신은 2002년 9월 17일 평양에서 상봉하고 회담을 진행하였다.

두 수뇌들은 조일사이의 불미스러운 과거를 청산하고 현안사항을 해결하며 결실 있는 정치, 경제, 문화적관계를 수립하는것이 쌍방의 기본리익에 부합되며 지역의 평화와 안정에 큰 기여로 된다는 공통된 인식을 확인하였다.

1. 쌍방은 이 선언에서 제시된 정신과 기본원칙에 따라 국교정상화를 빠른 시일안에 실현시키기 위하여 모든 노력을 기울이기로 하였으며 이를 위하여 2002년 10월중에 조일국교정상화회담을 재개하기로 하였다.

쌍방은 호상 신뢰관계에 기초하여 국교정상화를 실현하는 과정에도 조일사이에 존재하는 제반 문제들에 성의 있게 임하려는 강한 결의를 표명하였다.

2. 일본측은 과거 식민지배로 인하여 조선인민에게 다대한 손해와 고통을 준 역사적사실을 겸허하게 받아들이며 통절한 반성과 마음속으로부터의 사죄의 뜻을 표명하였다.

쌍방은 일본측이 조선민주주의인민공화국측에 대하여 국교정상화후 쌍방이 적절하다고 간주하는 기간에 걸쳐 무상자금협력, 저리지장기차관제공 및 국제기구를 통한 인도주의적지원 등의 경제협력을 실시하며 또한 민간경제활동을 지원하는 견지에서 일본국제협력은행 등에 의한 융자, 신용대부 등이 실시되는것이 이 선언의 정신에 부합된다는 기본인식밑에 국교정상화회담에서 경제협력의 구체적인 규모와 내용을 성실히 협의하기로 하였다.

쌍방은 국교정상화를 실현하는데 있어서 1945년 8월 15일이전에 발생한 리유에 기초한 두 나라 및 두 나라 인민의 모든 재산 및 청구권을 호상 포기하는 기본원칙에 따라 국교정상화회담에서 이에 대하여 구체적으로 협의하기로 하였다.

쌍방은 개인조선인들의 지위문제와 문화재문제에 대하여 국교정상화회담에서 성실히 협의하기로 하였다.

3. 쌍방은 국제법을 준수하며 서로의 안전을 위협하는 행동을 하지 않는다는것을 확인하였다. 또한 일본국민의 생명 및 안전과 관련된 현안문제에 대하여 조선민주주의인민공화국측은 조일 두 나라의 비정상적인 관계속에서 발생한 이러한 유감스러운 문제가 앞으로 다시 발생하지 않도록 적절한 조치를 취할것을 확인하였다.

4. 쌍방은 동북아시아지역의 평화와 안정을 유지강화하기 위하여 호상 협력에 나갈것을 확인하였다.

쌍방은 이 지역의 유관국들사이에 호상 신뢰에 기초하는 협력관계구축의 중요성을 확인하며 이 지역의 유관국들사이에 관계가 정상화되는데 따라 지역의 신뢰조성을 도모하기 위한 틀거락을 정비해 나가는것이 중요하다는데 대하여 인식을 같이 하였다.

쌍방은 조선반도핵문제의 포괄적인 해결을 위하여 해당한 모든 국제적합의들을 준수할것을 확인하였다. 또한 쌍방은 핵 및 미사일문제를 포함한 안전보장상의 제반 문제와 관련하여 유관국들사이에 대화를 촉진하여 문제해결을 도모해야 할 필요성을 확인하였다.

조선민주주의인민공화국측은 이 선언의 정신에 따라 미사일발사의 보류를 2003년이후 더 연장할 의향을 표명하였다.

쌍방은 안전보장과 관련한 문제에 대하여 협의해 나가기로 하였다.

조선민주주의인민공화국 국방위원회 위원장 김정일      일본국 총리대신 고이즈미 준이치로

2002년 9월 17일

평양

\* 朝鮮新報ホームページより引用

[http://chosonsinbo.com/2002/09/kcna\\_020917/](http://chosonsinbo.com/2002/09/kcna_020917/)

2015年6月12日(金)

四日市朝鮮初中級学校

双方は、日朝平壤宣言に則って、不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、国交正常化を実現するために、真摯に協議を行った。

日本側は、北朝鮮側に対し、1945年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を要請した。

北朝鮮側は、過去北朝鮮側が拉致問題に関して傾けてきた努力を日本側が認めたことを評価し、従来の立場はあるものの、全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施し、最終的に、日本人に関する全ての問題を解決する意思を表明した。日本側は、これに応じ、最終的に、現在日本が独自に取っている北朝鮮に対する措置（国連安保理決議に関連して取っている措置は含まれない。）を解除する意思を表明した。

双方が取る行動措置は次のとおりである。双方は、速やかに、以下のうち具体的な措置を実行に移すこととし、そのために緊密に協議していくこととなった。

#### 一日本側

第一に、北朝鮮側と共に、日朝平壤宣言に則って、不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、国交正常化を実現する意思を改めて明らかにし、日朝間の信頼を醸成し関係改善を目指すため、誠実に臨むこととした。

第二に、北朝鮮側が包括的調査のために特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始する時点で、人的往来の規制措置、送金報告及び携帯輸出届出の金額に関して北朝鮮側に対して講じている特別な規制措置、及び人道目的の北朝鮮籍の船舶の日本への入港禁止措置を解除することとした。

第三に、日本人の遺骨問題については、北朝鮮側が遺族の墓参の実現に協力してきたことを高く評価し、北朝鮮内に残置されている日本人の遺骨及び墓地の処理、また墓参について、北朝鮮側と引き続き協議し、必要な措置を講じることとした。

第四に、北朝鮮側が提起した過去の行方不明者の問題について、引き続き調査を実施し、北朝鮮側と協議しながら、適切な措置を取ることとした。

第五に、在日朝鮮人の地位に関する問題については、日朝平壤宣言に則って、誠実に協議することとした。

第六に、包括的かつ全面的な調査の過程において提起される問題を確認するため、北朝鮮側の提起に対して、日本側関係者との面談や関連資料の共有等について、適切な措置を取ることとした。

第七に、人道的見地から、適切な時期に、北朝鮮に対する人道支援を実施することを検討することとした。

#### 一北朝鮮側

第一に、1945年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することとした。

第二に、調査は一部の調査のみを優先するのではなく、全ての分野について、同時並行的に行うこととした。

第三に、全ての対象に対する調査を具体的かつ真摯に進めるために、特別の権限（全ての機関を対象とした調査を行うことのできる権限。）が付与された特別調査委員会を立ち上げることとした。

第四に、日本人の遺骨及び墓地、残留日本人並びにいわゆる日本人配偶者を始め、日本人に関する調査及び確認の状況を日本側に随時通報し、その過程で発見された遺骨の処理と生存者の帰国を含む去就の問題について日本側と適切に協議することとした。

第五に、拉致問題については、拉致被害者及び行方不明者に対する調査の状況を日本側に随時通報し、調査の過程において日本人の生存者が発見される場合には、その状況を日本側に伝え、帰国させる方向で去就の問題に関して協議し、必要な措置を講じることとした。

第六に、調査の進捗に合わせ、日本側の提起に対し、それを確認できるよう、日本側関係者による北朝鮮滞在、関係者との面談、関係場所の訪問を実現させ、関連資料を日本側と共有し、適切な措置を取ることとした。

第七に、調査は迅速に進め、その他、調査過程で提起される問題は様々な形式と方法によって引き続き協議し、適切な措置を講じることとした。

\* 「日朝政府間協議での合意事項」

\* 外務省ホームページより引用

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000040352.pdf>

2015年6月12日（金）

四日市朝鮮初中級学校

조일정부간회담에서 합의된 발표문

(평양 5월 30일발 조선중앙통신)

2014년 5월 26일부터 28일사이에 스웨리에 스톡홀름에서 조일정부간회담이 진행되었다. 29일 합의된 내용은 다음과 같다.

쌍방은 조일평양선언에 따라 불행한 과거를 청산하고 현안문제들을 해결하며 국교정상화를 실현하기 위하여 진지한 협의를 진행하였다.

일본측은 공화국측에 1945년을 전후하여 공화국령내에서 사망한 일본인의 유골 및 묘지, 잔류일본인, 일본인배우자, 납치피해자 및 행불자를 포함한 모든 일본인에 대한 조사를 요청하였다.

공화국측은 일본측이 지난 시기 납치문제와 관련하여 기울어온 공화국의 노력을 인정함에 대해 평가하면서 종래의 입장은 있지만 모든 일본인에 대한 조사를 포괄적이며 전면적으로 진행하여 최종적으로 일본인에 관한 모든 문제들 해결할 의사를 표명하였다.

일본측은 이에 따라 최종적으로 현재 일본이 독자적으로 취하고있는 대조선(체제)조치를 해제할 (유엔안보리결의와 관련하여 취하고있는 조치는 포함되지 않는다.)의사를 표명하였다.

쌍방이 취할 행동조치들은 다음과 같다.

쌍방은 조속한 시일내에 다음의 구체적인 조치들을 실행에 옮기기로 하고 그를 위해 긴밀히 협의해나가기로 하였다.

- 일본측

첫째, 공화국측과 함께 조일평양선언에 따라 불행한 과거를 청산하고 현안문제를 해결하며 국교정상화를 실현할 의사를 다시금 밝히고 일조간의 신뢰를 조성하고 관계개선을 지향하여 성실히 임하기로 하였다.

둘째, 공화국측이 포괄적조사를 위해 《특별조사위원회》를 내오고 조사를 개시하는 시점에서 인적왕래규제조치, 송금보고 및 휴대수출신청규칙과 관련하여 공화국에 대해 취하고있는 특별한 규제조치, 인도주의목적의 공화국국적선박의 일본인항금지조치를 해제하기로 하였다.

셋째, 일본인유골문제에 대해서는 공화국측이 유가족들의 성묘방문실현에 협력해온데 대해 높이 평가하면서 공화국령내에 방치되어있는 일본인의 유골 및 묘지처리, 성묘방문과 관련하여 공화국측과 계속 협의하고 필요한 조치를 취하기로 하였다.

넷째, 공화국측이 제기한 과거의 행불자들에 대해 계속 조사를 실시하며 공화국측과 협의하면서 적절한 조치를 취하기로 하였다.

다섯째, 재일조선인의 지위와 관련한 문제에 대해서는 조일평양선언에 따라 성실히 협의해나가기로 하였다.

여섯째, 포괄적이며 전면적인 조사과정에 제기되는 문제들을 확인하기 위하여 공화국측의 제기에 대해 일본측 관계자와의 면담, 관련자료의 공유 등 적절한 조치를 취하기로 하였다.

일곱째, 인도주의적견지에서 적절한 시기에 공화국에 대한 인도주의지원을 실시하는것을 검토하기로 하였다.

- 공화국측

첫째, 1945년을 전후하여 공화국령내에서 사망한 일본인의 유골 및 묘지와 잔류일본인, 일본인배우자, 납치피해자 및 행불자를 포함한 모든 일본인에 대한 조사를 포괄적으로 전면적으로 실시하기로 하였다.

둘째, 조사는 일부적인 조사만을 우선시하지 않고 모든 분야에 대해 동시병행적으로 진행하기로 하였다.

셋째, 모든 대상들에 대한 조사를 구체적으로 진지하게 진행하기 위하여 특별한 권한(모든 기관을 대상으로 조사할수 있는 권한)을 부여받은 《특별조사위원회》를 내오기로 하였다.

넷째, 일본인유골 및 묘지, 잔류일본인 및 일본인배우자를 비롯하여 일본인과 관련한 조사 및 확인정형을 수시로 일본측에 통보하며 그 과정에 발견되는 유골의 처리와 생존자의 귀국을 포함한 거취문제는 일본측과 적절히 협의하기로 하였다.

다섯째, 납치문제에 대해서는 납치피해자 및 행불자에 대한 조사정형을 수시로 일본측에 통보하며 조사과정에 일본인생존자가 발견되는 경우 그 정형을 일본측에 알려주고 귀국시키는 방향에서 거취문제와 관련하여 협의하고 조치를 취하기로 하였다.

여섯째, 조사가 진척되는데 맞게 일본측의 제기에 대하여 그것을 확인할수 있도록 일본측관계자의 공화국체류, 관계자와의 면담, 관계장소의 방문을 실현시켜주며 관련자료들을 일본측과 공유하면서 적절한 조치를 취하기로 하였다.

일곱째, 조사는 신속히 진행하며 기타 조사과정에 제기되는 문제들은 여러가지 형식과 방법으로 계속 협의하고 적절한 조치를 취하기로 하였다.

주제 103(2014)년 5월 29일 평양(말)

\* 朝鮮中央通信ホームページより引用

http://www.kcna.kp/kcna.user.article.retrieveNewsViewInfoList.kcms6jsessionid=7228DDBD48A1C99E65D8720B63976C7D#this

2015年6月12日(金)  
四日市朝鮮初中級學校

別紙 5

**竹島の領有権に関する日本の一貫した立場**

竹島は、歴史的事実にも照らしても、かつ国際法上も明らかに日本固有の領土です。

韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。

日本は竹島の領有権を巡る問題について、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決する考えです。

(注)韓国側からは、日本が竹島を実効的に支配し、領有権を再確認した1905年より前に、韓国が同島を実効的に支配していたことを示す明確な根拠は提示されていません。

**다케시마 영유권에 관한 일본의 일관된 입장**

다케시마는 역사적 사실에 비추어도, 또한 국제법상으로도 명백히 일본국 고유의 영토입니다.

한국에 의한 다케시마 점거는 국제법상 아무런 근거 없이 행해지고 있는 불법 점거이며, 한국이 이러한 불법 점거에 의거해 다케시마에 대해 시행하는 그 어떤 조치도 법적 정당성을 지니지 않습니다.

일본은 다케시마 영유권을 둘러싼 문제에 대해 국제법에 따라 냉정하게, 그리고 평화적으로 분쟁을 해결할 생각입니다.

(주) 한국측은 일본이 다케시마를 실효 지배하며 영유권을 재확인한 1905년 이전에, 한국이 이 섬을 실효 지배했었다는 것을 나타내는 명확한 근거는 제시하지 않고 있습니다.

外務省ホームページより

20.0.0.0

学友書房 教科書編纂委員会 貴中

## 要 請 文

## 前略

この度、この様な要請をするに至った経緯と事由について先ず述べます。

2013年3月三重県議会の予算決算常任委員会委員長報告で、県行政当局に対して、本校の教育内容が補助金の目的や教育基本法の趣旨に沿ったものであるか、教科書と教育内容について十分調査し、予算決算常任委員会環境生活農林水産分科会への報告が求められました。

そのため、2013年6月の分科会に、県行政当局が本校で現在使用している教科書の概要及び日本語に訳した全教科書（初級部1年～中級部3年）の目次を報告したところ、教科書と教育内容の確認にあたっては、第三者の意見を聴く必要があるとの意見が出されました。

この意見を踏まえ、2013年12月の分科会に、



県行政当局が調査結果と第三者の意見を記載した報告書及び学園が行政当局に提出した文書により報告を行い、その後、2013年度の補助金が12月に交付されました。

しかし、この分科会で、2014年度の補助金の予算化のためには、本校の教育容を改善していくことが求められ、今年1月、県行政当局に学園から三つの改善策を示した文書を提出しました。この文書を1月の分科会に行政当局が報告し、その結果、2014年度の補助金が予算化されました。

なお、12月の分科会では、前述のほか、県行政当局に対して、2014年度の補助金の予算執行の前に、本校の教育内容についての具体的な改善内容を分科会に報告するよう求めています。

また、四日市市の2014年度の補助金についても、三重県と同様の状況になっています。

今学年度に入って、三項目の中の2項目の内容である独島（竹島）と拉致問題については既に実践済みです。残りの一つが教科書編纂に関わる事項です。

3.84



私たちは、補助金（公金）の支給を理由として教育内容などを実質的に審査することは、日本国憲法の侵害であり、教育基本法の趣旨にも反するものであり、また、子どもたちに主体的、民族的立場に立った歴史観を培うための教科書編纂は、民族の自主的な不可侵の権利であると認識しています。

その上で、要請するのは、日本で生まれ育ち、日本で生きていく朝鮮人子弟たちに、朝日間で相互関心があり、且つ国交正常化に向けて解決しなくてはならない事柄について、しっかりと教えることが好ましいとの思いから、ここに一考して頂く事を要請する次第です。

一、初・中級部の児童生徒たちに、朝鮮と日本の見解、ものごとの捉え方の違いなどをより分かりやすく教える方向で検討して下さい。

6.4

二、児童・生徒たちが、日本の人々と手を携えて、よ



りよい共生社会を築いていこうという自覚や積極的な態度を育む方向で、内容をより一層充実して下さる事。

2014年8月4日

三重県四日市市阿倉川町8-30

三重朝鮮学園 理事長 李相

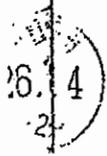
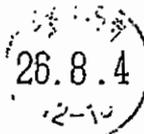


東京都板橋区小豆沢4-24-16

学友書房 教科書編纂委員会 様

この郵便物は平成 26年 8月 4日  
第 71116 号書留内容証明郵便物として  
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社



2 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告（環境生活部関係）

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:環境生活部)

(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
21	三重県海岸漂着物等対策事業補助金	四日市港管理組合 〒510-0011 四日市市霞二丁目1-1	11,196 (未定)	港湾内に漂着した流木やごみ等の回収・処分に要する経費を補助する。	(目的・理由) 海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため。 (根拠) 地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	公共財 四日市港管理組合が管理する港湾区域内における事業であるため	大気・水環境課	衛生費	環境保全費	環境指導費	水環境保全対策費